

第4章

ビジネスと人権に関する 国家行動計画

—インドネシア国家戦略はいかにして生まれたか—

渡邊 絢子

はじめに

ビジネスと人権に関する国家行動計画（National Action Plan: NAP）は、ビジネスが人権に与える負の影響を管理できないというガバナンス・ギャップを埋め、影響を受ける人々（ライツホルダー）がおかれた状況を改善する手段のひとつである。NAPは、ビジネスと人権に関する国連指導原則（UN Guiding Principles on Business and Human Rights: UNGPs, 以下「指導原則」）を実行する上での政府方針と、国内政策や国際的な取組み、義務化や自主的取組みの促進といった政策をいかに賢く組み合わせるか（スマートミックス）を国の内外に示し、政府における政策の一貫性を保つために役立てられることが期待されている。NAPは欧州を中心に策定が進み、その後アジアでも広がってきている（DIHR n. d.）。

本章が題材とするインドネシアでは、2023年9月26日、ジョコ・ウィドド（Joko Widodo, 以下「ジョコウィ」）政権（当時）が大統領令（Perpres No.60 of 2023, 以下「大統領令」）に署名し、ビジネスと人権のための国家戦略（Strategi Nasional Bisnis dan Hak Asasi Manusia: Stranas BHAM, 以下「インドネシアNAP」）を公式に承認した。これは、2023年から2025年までを実施期間とするインドネシア政府のNAPである。インドネシアは、東南アジアではタイ（2019年10月）、ベトナム（2023年7月）に続く3番目のNAP策定国となった。インドネシア政府はなぜこのタイミングで、いかようにしてNAP策定へと至ったの

だろうか。

インドネシアのNAPについて分析する意義は、次のとおりである。まず、現実的な要請から、各国のNAPについて個別に検証する研究が必要とされている。NAPの策定はそれだけでもガバナンス・ギャップの解消に向けた大きな一歩であるが、近年はNAPの質に厳しい目が向けられている。たとえば2024年11月のビジネスと人権に関する国連フォーラムでは、政府が人権に対し真摯に取り組んでいるかのような単なる見せかけ（rights-washing）にNAPが使われているのではないかという問題意識の上で、インドネシア政府からの登壇者を含めNAPに関するセッションが開かれた（UN Web TV 2024）。また欧州では、NAPのようなソフトローのアプローチでは不十分であるとして、ハードローのアプローチをとる動きが盛んである（ECCJ et al. n.d.）。実際にガバナンス・ギャップを解消するには、NAPの内容や作られたプロセス、および実施の仕方が重要である。単に政府の姿勢の象徴としてではなく、より具体的に実践的な政府の取組みへとつながるNAPが求められているのである。

NAPは各国がおかれた国際政治経済上の立ち位置や、国内事情によって、内容や策定要因はさまざまである。そのため、ある国でのグッドプラクティスが他の国にもそのまま適用できるとは限らない。たとえば東南アジアで最初のNAPを策定したタイについては山田（2021）が、NAPがクーデター後の軍事事政権（当時）の対外的評価の改善をねらって用いられたことや、欧州のNAPと違い投資を受け入れ商品売る側の国としてのタイの立場が如実に反映された内容であることを論じたが、とくに前者については当時のタイ独特の事情である。近年各国のNAP策定や立法の背景について、多くの先行研究が蓄積されてきているが、個別事例の研究の重要性は高いままである。

インドネシアのNAP策定プロセスに関する先行研究は少ない。NAP策定以前、2022年までのプロセスについては、Rosser, Macdonald and Setiawan（2022）が一部まとめている。Rosserらは、インドネシア国内で指導原則を普及させる機会が多くもたれてきたにもかかわらず、2022年時点で指導原則が広く実行に移されていないことを指摘した。つまり、指導原則の起草者ジョン・ラギー（John Ruggie）らコンストラクティビスト（構成主義の立場をとる

国際関係論の研究者たち)が想定したような、説得と学習を通じて (Melish and Meidinger 2012), 規範が内面化され国内で実施されるプロセス (社会化) (Risse and Sikkink 1999) を, 実際には辿っていないと主張したのである。その上彼らによれば, 指導原則が広まらないインドネシアでも例外的にパーム油や漁業の認証の動きがあったものの, それはそうしなければ欧州の顧客を失うだろうという, 単なる国家や企業の利益計算の域を出ないという。Rosserらがそのように分析した翌年に, なぜインドネシアはNAPを策定したのだろうか。本章は, 2023年のインドネシアNAP策定をふまえてRosserらの分析をアップデートする¹⁾。

本章はインドネシアにおけるNAP策定までの背景を, 文献調査と現地関係者からの聞き取り調査を通じて明らかにする。第1節でインドネシアNAPの策定プロセスについて時系列でまとめ, 第2節でインドネシアNAP策定の背景にあった要因について分析する。第3節でインドネシアNAPの内容について特徴を分析し, 第4節でインドネシアNAP策定後の動きについて2025年5月時点での現状を述べる。なお, 2023年策定のインドネシアNAPは, 2024年12月に初めて実施報告書が取りまとめられた²⁾。そのため, インドネシアNAPが実際にライツホルダーの救済につながっているかどうかについて, 2025年5月時点で評価できる範囲は限られている。よって本章はインドネシアNAPの策定の要因の分析をおもに行い, インドネシアNAPがもたらすであろう効果について, 部分的に考察を加えたい。

1) Rosser, Macdonald and Setiawan (2022) 以外に, 2023年以降インドネシアNAPの策定に触れている研究はいくつかある。しかし慣習法コミュニティの権利の保護など特定のテーマについての論文で部分的にNAPに言及したか (Rangkuti, Batubara and Syam 2024), NAPのプロセスを単に時系列に書き出したのみである (Muhammad 2024)。一方, インドネシアにおけるビジネスと人権について一般に分析したものは, Evanty and Ghufuron (2021) などがある。

2) UNDP主催シンポジウム「人権デュー・ディリジェンスの未来 日本およびグローバルサプライチェーンで期待されること——国家行動計画 (NAP) と中小企業の役割——」における人権省 (旧法務・人権省) 職員の発言 (2025年2月7日, オンラインにて筆者参加)。

1-1. 国内人権委員会と国内NGOによる議論の牽引(2011年～)

インドネシアNAPの初期の議論では、インドネシア国内人権委員会 (Komnas HAM)³⁾ とインドネシア人権NGOの政策研究・アドボカシー研究所 (ELSAM) が中心的な役割を果たした。両組織は国連人権理事会による指導原則承認の2011年以来、国内で指導原則の普及をめざしたキャンペーンを行ってきた (Rosser, Macdonald and Setiawan 2022, 69)。彼らは国際機関や政府関係機関、国有企業を含む多国籍企業など、多様なステークホルダーと議論の機会を設けてきた (Ahsinin, Mezariani and Wagiman 2015,11; Rosser, Macdonald and Setiawan 2022, 69)。

2015年には、両組織が共同でNAP策定に関する提言書 (Ahsinin, Mezariani and Wagiman 2015) を発表し、NAPは人権と環境に対するビジネスの負の影響を防止し軽減するために必要であり、どのような規制が必要か指針を示すものであるとして、NAP策定に向けた政策提言を始める (Ahsinin, Mezariani and Wagiman 2015, 1; Rosser, Macdonald and Setiawan 2022, 69-70)。2017年には、レポート『インドネシアにおけるビジネスと人権のための国家行動計画の起草と策定の緊急性に関する政策文書 (Kertas Kebijakan Urgensitas Penyusunan dan Pengembangan Rencana Aksi Nasional Bisnis dan HAM di Indonesia)』を発表した。

さらに同年、両組織はNAPのドラフトを含むポリシーペーパーを発表した

3) 指導原則において国内人権委員会は、国家が保護義務を果たす上で重要な役割を果たし (原則3解説)、紛争など複雑な状況下で操業する企業が協議することを薦められている組織のひとつであり (原則23解説)、またグリーバンスメカニズム (Grievance Mechanism) のひとつの形態としても紹介されている (原則25, 27解説)。インドネシア国内人権委員会は、大統領令 (Perpres No.50 of 1993) を根拠に設置され、国内の人権状況を調査し、研究し、助言し、監視し、調停する権限をもつ政府から独立した組織である (Komnas HAM n. d. b)。その独立性について議論もあるが (Setiawan 2016)、世界人権委員会連合 (Global Alliance of Human Rights Institutions: GANHRI) によれば、インドネシアの国内人権委員会は、バリ宣言に完全に準拠しているという評価である (2025年5月時点 (GANHRI n. d.))。

(ELSAM and Komnas HAM 2017)。この文書は、市民社会、ビジネス、政府機関を含む利害関係者による公開協議のプロセスを経て作成された (DIHR n. d.)。インドネシア国内人権委員会はこのインドネシア国内人権委員会版NAPを国内人権委員会規則とした (Komnas HAM regulation No.001 of 2017)。このようにNGOや国内人権機関が国内の議論を先導することは多くの国で見られ、ビジネスと人権に関する国連作業部会 (以下、国連作業部会) によるNAPに関するガイダンスでも期待されている動きである (UNWG 2016, 5)。

一方、この着手段階の終了時点で、国連作業部会は政府機関からの同意をできるだけ広く得て、今後の作業についての共通理解を確保するべきだとしている (UNWG 2016, 5)。実際、インドネシア国内人権委員会は政府機関に対し、それぞれの業務にかかわる企業に対して、同NAPの内容を実施するよう奨励した (Yasin 2017)。また、インドネシア国内人権委員会はこのNAPについて、政府規則や大統領令など、国内人権委員会規則より権威のある法規制として定めるよう中央政府を説得しようとした (Rosser, Macdonald and Setiawan 2022, 70)。しかし当時、インドネシア国内人権委員会が政府の意思決定の場に招かれ参与するようなことは稀であり (Rosser, Macdonald and Setiawan 2022, 73)、インドネシア国内人権委員会版NAPはインドネシアのほとんどの政府系機関から賛同を得られなかった (DIHR n. d.)。

1-2. 経済担当調整大臣府によるリーダーシップ (2018年～)

インドネシア政府内部では、2016年から法務・人権省 (当時) と外務省が議論を行い、2018年に外務省がインドネシアにおけるビジネスと人権の一般的ガイド (Panduan Umum Bisnis dan HAM di Indonesia) を発表し、その後省庁間の協議にもとづいて、経済担当調整大臣府が国内連絡窓口指定された (インドネシアNAP附録C章)。

省庁間協力を主導する窓口がこうして設置された後、省庁間協力のための枠組みの設置と、それにもとづく作業計画の作成が行われた。2018年5月4日、国際連合開発計画 (United Nations Development Program: UNDP) インドネシア事務所と経済担当調整大臣府により、ボゴールでマルチステークホルダー

ダイアログが開催され、関係政府機関が招集された (Asia Centre 2021, 58; UNDP 2018, 84)。このワークショップでは、インドネシアのビジネスと人権に関するロードマップであるボゴール成果宣言が、UNDPの支援で作成された (UNDP 2018, 84; Asia Centre 2021, 58; Rosser, Macdonald and Setiawan 2022, 65-66)。これは10の目標で構成されており、ビジネスと人権に関するステークホルダーの意識向上や、2020年までのNAP起草などが含まれる (Aji 2018; UNDP 2018, 84)。この内容は、経済担当調整大臣府森林ガバナンス担当補佐官プラビアント・ウィボウォ (Prabianto Mukti Wibowo) によって、2018年11月の国連フォーラムで報告された (Aji 2018; Komnas HAM n. d. a)。

UNDPは2018年に上記ロードマップの策定を支援し、2019年からは本格的にロードマップの実行のための技術的支援を開始した (Asia Centre 2021, 34)。2019年2月、UNDPの支援を受け、経済担当調整大臣府がNAP策定プロセスを開始するためのフォーカスグループディスカッションを開催し、市民社会、インドネシア国内人権委員会、経済団体、省庁が参加した (DIHR n. d.)。しかし、2019年末に始まったCOVID-19のパンデミックのために、UNDPとジョコウィ政権間のNAPに関する議論は停滞した (UNDP 2021b, 10)。

1-3. 法務・人権省 (当時) によるリーダーシップ (2020年～)

ウィボウォが経済担当調整大臣府を退職するのに前後して、2020年にジョコウィ政権のビジネスと人権に関する国内連絡窓口が法務・人権省 (当時) へと変更された (UNDP 2021b, 10)。2020年11月25日、法務・人権省は、欧州連合 (EU) とUNDPの共同プロジェクトである「アジアにおけるビジネスと人権」事業の支援のもと、マルチステークホルダーとの対話と協議を通じてインドネシアNAPの最初の草案を発表した (UNDP 2020)。これに際し国家タスクフォースと地域タスクフォースが設立され、引き続き議論が進められることとなった (DIHR n. d.)。起草のプロセスには、当時国連作業部会委員だったスーリヤ・デバ (Surya Deva) も策定にかかわった⁴⁾。

4) 筆者による現地研究者への聞き取り (2025年2月6日、オンラインにて実施)。

続いて2021年10月14日から21日まで、法務・人権省はインドネシアNAPの草案に対するパブリックコンサルテーションを実施した。パブリックコンサルテーションの初日には、UNDPインドネシアと法務・人権省が、インドネシア34州のうち33州の地方政府と共同でウェビナーを開催した（UNDP 2021a）。

2022年中に、インドネシアNAPの最終草案が取りまとめられた（UNDP 2023, 91）。法務・人権省は、行政レベルでのコミットメントを確固たるものにし、また実施予算を確保するため、インドネシアNAPを大統領令として公表することをめざした（UNDP 2023, 14）。2023年9月26日、ジョコウィ大統領が大統領令に署名をし、晴れてインドネシアNAPが大統領令として発表された（Perpres 60/2023）。

2 インドネシアNAPの策定背景

本章では、インドネシアNAPの策定背景に、以下の項目に挙げた要因が考えられると分析する。

2-1. ガバナンス・ギャップの解消を訴える国内の声

まず、ガバナンス・ギャップの存在と、その解消を訴える国内アクターの活動が、ひとつの要因である。インドネシアは憲法や各種法律によって、基本的人権の保障を定めている。強制失踪条約や選択議定書を除く主要な国際人権条約と国際労働機関（International Labour Organization: ILO）が定める中核的労働基準条約（ILO中核条約）に批准している。このようにインドネシアでは人権保障が制度化されている一方で、制度と現実との間には乖離がある。インドネシア国内人権委員会が2023年に受け付けた人権侵害に対する申し立てを人権侵害に関与した主体別に整理すると、警察が関与したものが771件で最多、次いで中央・地方政府が関与した人権侵害に対する申し立てが537件である（Komnas HAM 2024, 78）。

一方、企業が関与した人権侵害に対する申し立ては2023年に412件で、警察と中央・地方政府に次ぐ件数である（Komnas HAM 2024, 78）。最近では、鉱物の採掘現場や加工場の周辺で事故や汚染が発生し周辺住民の生活が影響を受けたり（BHRRC 2025b）、観光開発が進む地域で先住民の暮らしが脅かされたりしている（OHCHR 2024）。インドネシア企業のビジネスと人権の取組みは遅れてきた。2019年に行われた、インドネシア企業100社を対象にした指導原則の実施状況に関する調査（FIHRRST 2019）によると、人権方針を策定していたのは100社中わずか4社で、これらはすでにグローバルな業界の取組みが進んでいる鉱業や農業セクターや、指導原則に賛同を示しているグローバル企業の支社であった（FIHRRST 2019, 6）。

こうしたガバナンス・ギャップの解消を訴えて、インドネシアでは国内人権委員会と、NGOが議論を牽引してきた。インドネシアNAPはその前文で、インドネシア国内人権委員会版NAPを下敷きにしたと述べている。持続可能な開発のためのインドネシアビジネス協議会（Indonesia Business Council for Sustainable Development: IBCSD）やインドネシア使用者協会（Asosiasi Pengusaha Indonesia: APINDO）、インドネシア商工会議所（Kamar Dagang dan Industri: KADIN）、インドネシアグローバルコンパクトネットワーク（Indonesia Global Compact Network: IGCN）といった経済団体も、インドネシア国内人権委員会や人権NGOらと協働を始め、マルチステークホルダーによる対話を促進する動きが広がっていった（Rosser, Macdonald and Setiawan 2022, 70）。

2-2. 国連を通じた説得と技術的支援

つぎに、国連機関を通じた、インドネシア政府に対する働きかけである。たとえばUNDPは、政府、企業、市民社会、人権擁護者、アカデミアなどと協力し、指導原則の実施や責任ある企業行動の推進を行っている⁵⁾。インドネシアにおけるUNDPは、第1節で述べた支援以外にもさまざまな支援を行っている。たとえば2021年11月にビジネスと人権に関する会議を開催し、インド、日本、タイの各政府からNAP策定の経験を聞くことで、ジョコウィ政権関係

者の中でNAP策定に向けた信頼と関心を高めようとした（UNDP 2022a, 14）。また、欧州で進む人権デューディリジェンスの法制化の流れがインドネシアに与える影響を想定して、フランス、ノルウェー、スイスなど欧州各国政府代表らが、彼らの人権デューディリジェンスについての見解をインドネシアの企業に共有する機会を提供した（UNDP 2022a, 15）。

さらに、国連人権システムを通じたアプローチも行われていた。2022年の国連人権理事会の普遍的定期的レビュー（Universal Periodic Review: UPR）では、日本とギリシャがインドネシアに対しNAPの策定プロセスを進めるよう勧告しており⁶⁾、インドネシア政府は両者の勧告を受け入れる（supported）と答えている（OHCHR n. d. b）。このことは、インドネシア外務省から法務・人権省へとNAP策定を後押しする動きへとつながったとみられる⁷⁾。

2-3. 経済的合理性言説の普及

3つ目に、ジョコウィ政権を動かしたのは、「ビジネスと人権に対する取り組みは、経済発展を疎外せず、むしろ促進する」という言説（以下、経済的合理性言説）にもとづいた説得であった。2014年に誕生し、より経済重視に舵を切ったジョコウィ政権は、もともと他のアジア諸国と同様、ビジネスと人権に対する取り組みに慎重だった⁸⁾。ジョコウィ政権は、投資の制約につながる可能性が

-
- 5) UNDPはこれまでにさまざまな地域でビジネスと人権に関するプロジェクトを行ってきた。活動内容は、各国のNAPやそれに準ずる政策や文書の策定支援、ビジネスと人権地域フォーラムの開催を含む相互学習やキャパシティビルディングの促進、企業への研修や個別のガイダンス、紛争影響下の地域におけるデュー・ディリジェンスガイドなどツールの開発、国家や地域ごとのベースラインアセスメントの支援などがある（UNDP n. d.）。
- 6) A/HRC/52/8（21 December, 2022）. 日本政府は2016年にNAP策定に向けて活動していくことを国連の場で表明し、2018年以降たびたび他国のUPRに際してNAP策定に関する勧告を行ってきた（OHCHR n. d. a）。日本政府は2020年に日本NAPを、2022年に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を発表した。また、UNDPの「アジアにおけるビジネスと人権」事業へ2022年から出資するなど、各国でのNAP策定の促進に一定程度寄与している。一方、ギリシャ政府は自らNAPを策定しておらず、NAPに関する他国への勧告は過去にこの1回だけのため、この勧告の意図は読めない。しかしギリシャ政府はEU加盟国として後に述べるEUレベルの規制を今後実施することになる。最近ではギリシャ国内人権委員会が、EUレベルの規制が国内に与える影響について報告書をまとめている（GNCHR 2025）。
- 7) 筆者による現地研究者への聞き取り（2025年2月6日、オンラインにて実施）。

あるとして、ビジネスと人権に関するNAPの策定に反対していた (Rosser, Macdonald and Setiawan 2022, 72)。インドネシアにおいて、一般に人権は「shaming and blaming (恥をかかせ、非難する)」という文脈で理解されており、政府官僚は人権を投資の障害とみなしていたのである (Asia Centre 2021, 27)。一方、国際的な投資を引きつけ、雇用を創出するべく、ジョコウィ政権は規制緩和を進めてきた。

このような政府と企業の姿勢に対し、NAP推進アクターたちは、経済的合理性言説を利用して説得を図ってきた。インドネシア国内人権委員会版NAP発表当時の代表は、指導原則にもとづく行動は企業にもメリットがあるとみており、企業に対して繰り返し、国際的に事業を展開したいのであれば、人権を徹底的に研究し、人権に対する配慮を企業活動のなかに組み込まなければならないと主張してきたと発言している (Yasin 2017)。また、インドネシア人権NGOのインドネシアの開発に関する国際NGOフォーラム (INFID) の当時のシニアプログラムオフィサーは、指導原則に対し守りの姿勢で望むことは、当時パーム油企業などがすでに経験をしてきたように、企業にとって不利益をもたらすとの見方をメディアを通じて発信している⁹⁾。

また、インドネシアのアカデミアも、経済的合理性言説による説得を行った。インドネシアNAP策定にかかわった現地研究者の話によれば、政府のなかでのNAPの要件は、問題解決につながることで、成果が測定可能であること、現実的であること、エビデンスベースであることであった。現実的とは、全省庁

8) 2010年代、欧州では続々とNAPが策定される一方で、アジアでは2019年のタイNAP誕生まで、遅々としてNAP策定が進んでこなかった。2016年4月19日から20日にドーハで開催された、アジア初のビジネスと人権地域フォーラムでは、「人権への配慮が経済発展を妨げる」というアジア各国政府の「誤解」や人権という概念への敏感さや矮小化された理解への対処が課題のひとつとして指摘されている (山田 2021; A/HRC/32/45/Add.2 (2016年5月30日), para. 15, 22)。ラギーは指導原則の起草段階から、人道性だけでなく「人権を尊重しないことのリスク」を主張し、新しい規範を警戒する企業や政府に対し、経済的合理性を強調した説得を活用してきた (ラギー 2014, 192)。この説得方法は、後述するようにUNDPの活動にも踏襲されている。

9) 当時のインドネシア国内において、すでに多くの大企業が、環境保護・管理に関する法律 (32/2009) の手段を用いて、森林火災や森林破壊を引き起こしたとして政府から裁判所に訴えられていたことを根拠とした (Yasin 2017)。

の合意がとれること、政府の投資誘致を妨げないこと、モニタリングをシンプルなものにとどめ、各省庁に過度の負担を強めないことを指す¹⁰⁾。同研究者はこうした政府の姿勢に対し、NAPはビジネスを制限するのではなく、むしろビジネスを促進するものとなり得ることを説いた¹¹⁾。

2-4. EUにおける法制化の動き

さらに、インドネシアの輸出に影響を与えるEU規則や指令の誕生が、先に述べた経済的合理性言説の信憑性を決定づけた。2023年のデータでは、インドネシアの主要な輸出品は石炭・石油・天然ガスといった鉱物性燃料（輸出額の23%）や、パーム油を含む動植物性油脂（11%）、鉄鋼（10.3%）である（日本貿易振興機構 2025b）。インドネシアの主要輸出国は中国（輸出額の25.1%）とASEAN諸国（20.4%）で、これに米国（9%）、英国含む欧州（8.1%）、日本（8%）が続く（日本貿易振興機構 2025b）。

EUとインドネシアとの直接の取引額は比較的小さいが、高水準の1人あたりGDPを誇る5億人規模の市場は、インドネシアにとって軽視できないものである。たとえば2023年に発効したEU森林破壊規則（EU Deforestation Regulation: EUDR）は、規則の対象品目の生産過程において森林破壊が行われていないことや、人権に関するものを含む生産国の法が遵守されていることを、EU市場に対象品目を供給するもしくはEU市場から輸出する企業が、生産国まで遡って調査し証明するよう求める。インドネシアはEUDRの対象品目のひとつ、パーム油の世界第1位の生産国である。パーム油は、インドネシアの主要輸出産業のひとつ（輸出額全体の8.8%、2023年）であるが（日本貿易振興機構 2025b）、製造過程における森林破壊や児童労働などのリスクが指摘されてきた。EUDRの規制を受けるパーム油製品の、2022年のインドネシアからの輸出は、520万トンで約50億ユーロに上る（Yayasan Madani Berkelanjutan 2024）。2024年8月

10) 筆者による現地研究者への聞き取り（2023年3月6日、ジャカルタにて実施）。

11) とくに国家官房の立法審議官がゲートキーパーで、説得に苦心したという。この際、2020年策定の日本NAPに使われていた、「NAPを通じて企業の国際的競争力を維持する」旨の文言を参考としたという。筆者による現地研究者への聞き取り（2025年2月6日、オンラインにて実施）。

のILOとAPINDOが共催したオンラインセミナー「インドネシアにおけるディーセント・ワークに関連するビジネスと人権の国家戦略と実施の強化」(2024年8月21日)において、法務・人権省(当時)はEUDRによる損失を例にとり、インドネシアNAPに沿った行動の必要性を訴える報告を行った(ILO 2024)。

インドネシアのNAP策定を支援したUNDPやNGO、国内人権委員会は、EUDRなどの来たるEUの規制に備えることを強調して政府を説得してきた。たとえばUNDPは、ポストCOVID-19を迎えたアジアの国々の一部で緊急の経済政策が優先されるようになったことを受け、ビジネスと人権に対する取り組みを経済成長への道筋へと位置づけ直し、アジア諸国に影響を与えるEUにおける法制化の動きを強調する方針をとった(UNDP 2023, 54)。

とくに、2024年に発効した企業持続可能性デューディリジェンス指令(Corporate Sustainability Due Diligence Directive: CSDDD)について、アジア諸国の政府と企業に対しUNDPは警鐘を鳴らしている。CSDDDに地元企業が対応できないことで、EU市場へのアクセスが失われる可能性があり、アジア諸国のビジネスにとって重大な脅威であるとUNDPは主張している(UNDP 2022b, 47)。EUにおける人権デューディリジェンス義務化の議論は、EU域内でビジネスを行う非EU企業にも適用されるばかりか、EU企業のバリューチェーンに含まれる非EU企業も対応を迫られる。ビジネスの機会を確保し、制裁金や罰金を避けるためには、アジアの企業側が欧州のビジネスパートナーと協力し、自らのリスクを管理し対処する能力が必要だと述べ(UNDP 2022b, 47)、経済的合理性言説を強調し各国政府に対応を呼びかけている。

こうした経済的合理性言説は、インドネシア政府自らの発信にも表れるようになった。2023年6月13日に、UNDPが東京の国連大学にてハイブリッドで開催したシンポジウム「繋がりの中にある世界と人権デュー・ディリジェンス——持続可能なビジネス慣行を形成するための日本の政策とアプローチ——」では、インドネシアとベトナムの代表が登壇した(国際連合開発計画 2023)。登壇したインドネシア法務・人権省人権局長(当時)は、インドネシアNAPが間もなく策定されることをふまえ、「インドネシアNAPはインドネシアに投資を引き寄せるのに役立つ」との見解を示した¹²⁾。

また、2023年11月6日に行われたインドネシアNAPのお披露目の式典において、法務・人権省をはじめ複数の省を統括する立場にある政治・法務・治安担当調整大臣（当時）は、NAPを承認した大統領令が、政府、ビジネス関係者、市民社会間の取組みを強化することで、人権に配慮したインドネシアのビジネスセクターの国際的な競争力を高め、世界の投資家や消費者を引き付けるだろうと述べた（Yozami 2023）。こうした政府高官や官僚の発言から、かつてジョコウィ政権のなかで支配的であった、ビジネスと人権に対する取組みが投資を阻害するという考え方ではなく、現在では投資や貿易相手と呼び込むものとしてビジネスと人権施策が認識されていることがうかがえる。この一連の説得と学習の様子は、先進国に選ばれ商品を買われる側、投資される側としてのインドネシアの立場が強く反映されている。

2-5. その他の政治的要因

また、上に挙げた4つの要因のほか、次の2つのことも遠因と考えられる。まず、NAP策定から5カ月後の2024年2月に大統領選挙を控えるなかで、ジョコウィ大統領は退任後も国政への影響力を維持しようと模索していた（本名 2024）。任期終了間近で、かつ自らの後継者としてプラボヴォ候補（当時、現在の新大統領）の支援を表明していたジョコウィ大統領にとって、NAPは自らの成果のひとつとして活用できるだけでなく、ジョコウィ路線の維持を掲げた後継者の当選を後押しする一要素だったといえる。

つぎに、ジョコウィ政権はNAP発表直前の2023年7月に経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）への加

12) UNDP主催シンポジウム「繋がりの中にある世界と人権デュー・ディリジェンス——持続可能なビジネス慣行を形成するための日本の政策とアプローチ——」でのインドネシア法務・人権省人権局長（当時）の発言（2023年6月13日、対面にて筆者参加）。この席で人権局長は、インドネシアNAPに先んじたジョコウィ政権の関連施策のひとつとして、雇用創出オムニバス法を例に挙げた。2020年10月に成立した雇用創出オムニバス法は73の法の改正を行うもので、投資を引き寄せるために先住民や労働者の権利を抑制し環境の悪化を招くとして、市民社会や投資家から批判されている（UNDP 2021b, 10; *Jakarta Post* 2020a）。人権局長は投資を呼び込み雇用を生む施策として、NAPと問題含みの雇用創出オムニバス法を並べて紹介したのである。

盟申請を表明し、その後2024年2月に加盟協議が正式に開始された（川村2024）。OECDの審査項目のひとつに、ビジネスによる人権の尊重を含む、責任ある企業行動を促進するためのコミットメントと効果的な措置をとっていることの根拠を示すこととあり（OECD 2024）、NAPの存在は今後その裏づけとして活用されるとみられる。

3 インドネシアNAPの内容

3-1. インドネシアNAPの構成

つぎに、インドネシアNAPの内容について概説する。インドネシアNAPは8章構成で、管轄省庁は法務・人権省である¹³⁾。附録として、省庁／政府機関、地方自治体、ビジネスアクターおよびその他のステークホルダーによって実施される具体的な行動（第1章第1条第5項）がまとめられている。

インドネシアNAPは、省庁や政府機関および地方自治体がビジネスと人権について計画、実施、監視するため、またビジネスアクターとその他のステークホルダーがビジネスセクターにおける人権の尊重に参画するためのガイドラインである（第2章第2条第3項）。ビジネスアクターとは、インドネシアの管轄内で設立され活動を行う個人または事業体を指す（第1章第1条第7項）。また、その他のステークホルダーとは、インドネシアNAPの実施に関連する個人、地域社会、市民社会組織、実務家、アカデミア、業界団体、開発パートナー、およびマスメディアである（第1章第1条第8項）。

A章ではインドネシアNAPの背景が述べられている。国家の領域または管轄内でビジネスアクターを含む第三者による人権侵害から人々を保護する政府の義務にもとづいて、政府は政策・立法・規制、司法・非司法の救済へのアクセスの保障を通じて、人権侵害を防止、調査、処罰および是正するための適切な

13) 2024年10月の新大統領就任に伴う政府組織改変によって、法務・人権省は法務省と人権省、移民省に分離された。今後、NAPについては人権省が担当するものとみられるが、本章では、2023年9月に公表されたインドネシアNAPの記述にあわせ、関係省庁の名前を記載する。

措置を講じなければならないと、基本的な考えを確認している（附録p. 2）。また、指導原則の簡潔な紹介や、指導原則に関連するジョコウィ政権の政策、市民社会やビジネスアクターの取組みについて言及している。

B章ではインドネシア政府のビジネスと人権に対するコミットメントと題して、ジョコウィ政権が指導原則を支持し、大統領令や中長期開発計画などで示された大統領のビジョンと一貫したものであると説明している（附録p. 3）。続くC章ではインドネシアNAPの策定プロセスについて端的に説明が加えられ、D章ではインドネシアNAPの目的と目標が7つ明示されている。

政府の取組みについて、F章で課題と強化されるべき政策についてリストが示され、これに対応してG章で3つの戦略が示されている。3つの戦略とは、すべてのステークホルダーのビジネスと人権に対する理解と能力を高める、キャパシティビルディングにかかるものと、人権の保護と尊重を支援する規制・政策・ガイドラインの策定、そして被害者に対する効果的な救済メカニズムの強化である。附録の最後にある表のなかで、これら3つの戦略に対し具体的な行動、サブ行動、達成指標、実施機関、担当機関、関連機関がまとめられている。第1の戦略であるキャパシティビルディングに対しては、6つの行動と17のサブ行動、第2の戦略である法規制の策定については、3つの行動と8つのサブ行動、第3の戦略である救済メカニズムの強化については、2つの行動と4つのサブ行動が設定されている（表4-1）。

表4-1 ビジネスと人権に関する行動

行動	サブ行動	達成基準	目標 達成時期	担当部署	関連機関
戦略1：すべてのステークホルダーのビジネスと人権に関する理解、能力、推進の強化					
1. 政府、ビジネスアクター、業界団体、地域社会のキャパシティビルディングを目的としたビジネスと人権に関する普及・研修資料作成	1.1 ビジネスと人権に関する教材モジュールの開発	ビジネスと人権に関する教材モジュールの提供	2024	法務・人権省	省庁／機関
	1.2 ビジネスと人権に関するリスクアセスメントアプリケーション(PRISMA)の教材モジュールの開発	ビジネスアクターのためのPRISMAに関する教材モジュールの提供	2024	法務・人権省	1. 海事・投資担当調整大臣府 2. 国営企業省 3. 海洋・漁業省 4. 投資省／投資調整庁
	1.3 テーマごとのガイドラインの作成と普及	以下の教材モジュールの提供： a. ジェンダー対応ビジネスガイドライン b. 職場における暴力の防止と対処のためのガイドライン	2023-5	女性エンパワメント・子ども保護省	1. 省庁／機関 2. UN Women 3. ILO
	1.4 村落レベルでの児童労働の監視と是正システムのためのガイドラインの作成	政府、ビジネスアクター、地域社会向けの「村落における地域社会ベースで児童労働に対処するための国家ガイドライン」の提供	2023	女性エンパワメント・子ども保護省	1. 労働力省 2. 村落・後進地域開発・移住省 3. 社会省 4. 国家タスクフォース
	1.5 産業別の児童労働監視・是正システムの実施に関する地域社会への研修	産業別の児童労働の監視・是正システムを実施する地域社会の増加	2023-4	女性エンパワメント・子ども保護省	地方自治体
2. 省庁／機関および地方自治体のビジネスと人権に関するキャパシティビルディング	2.1 ジェンダー視点を取り入れた起業家研修	ジェンダー視点を取り入れた起業家研修を受けた省庁／機関、地方自治体の増加	2024-5	女性エンパワメント・子ども保護省	1. 法務・人権省 2. 省庁／機関 3. 地方自治体
	2.2 省庁／機関、ビジネスアクター、地方自治体へのPRISMAの普及	各省庁／機関や地方自治体によるPRISMAのビジネスアクターへの普及の拡大	2024-5	法務・人権省	省庁／機関および地方自治体

表4-1 続き

行動	サブ行動	達成基準	目標 達成時期	主担当部署	関連機関
3. 民間企業, 国営企業, 地方公営企業, 中小零細企業とそのサプライチェーンのビジネスと人権に関するキャパシティビルディング	3.1 ビジネスアクターを対象としたビジネスと人権に関する普及および研修の実施	ビジネスと人権に関する普及・研修を受けた国営企業, 地方公営企業, 民間企業, 中小零細企業とサプライチェーンの増加	2024-5	1. 国営企業省 2. 協同組合・中小企業省 3. 法務・人権省	1. 金融庁 2. 省庁/機関 3. 地方自治体
	3.2 国営企業, 地方公営企業, 民間企業, 中小零細企業とそのサプライチェーンに対するPRISMA技術指導の実施	以下の増加: 1. PRISMA技術指導を受けたビジネスアクターの数 2. PRISMAを利用するビジネスアクターの数	2023-5	法務・人権省	1. 金融庁 2. 省庁/機関 3. 地方自治体
	3.3 障害者のいる中小零細企業向け研修の実施	障害者のいる中小零細企業向け研修の実施	2024-5	商業省	1. 法務・人権省 2. 協同組合・中小企業省 3. 財務省
	3.4 地方公営企業を対象としたビジネスと人権に関する普及および研修の実施	ビジネスと人権に関する普及・研修を受けた地方公営企業の増加	2024-5	村落・後進地域開発・移住省	4. 社会省 5. 内務省 6. 地方自治体 7. 国家タスクフォース
4. ビジネスと人権に関する地域社会のキャパシティビルディング	ビジネスと人権に関する地域社会への普及活動の実施	ビジネスと人権に関する情報提供を受けた人々の増加	2023-5	法務・人権省	1. 省庁/機関 2. 地方自治体
5. ビジネスと人権の発展を促し, 情報提供し, 促進する, マスメディア, ソーシャルメディア, ソーシャルメディア, 省庁/機関の役割の強化	5.1 電子メディア, ソーシャルメディア, 屋外メディア, 対面メディア(伝統芸能)を通じたキャンペーン	電子メディア, ソーシャルメディア, 屋外メディア, 対面メディア(伝統芸能)における「ビジネスと人権」に関する社会化の実施	2023-5	通信・情報省	1. 法務・人権省 2. インドネシア放送委員会
	5.2 通信・情報省が所有するチャンネル(GPR TV, indonesiabaik, FMB9, infopublik.id)を通じたキャンペーン	通信・情報省が所有するチャンネル(GPR TV, indonesiabaik, FMB9, infopublik.id)によるビジネスと人権の普及	2023-5	通信・情報省	

表4-1 続き

行動	サブ行動	達成基準	目標 達成時期	主担当部署	関連機関
	5.3 個人情報保護に関するデジタルリテラシー	個人情報保護に関するデジタルリテラシーの実施	2023-5	通信・情報省	-
	5.4 否定的なコンテンツ, ソーシャルメディア, ウェブサイトへの対応	否定的なコンテンツ, ソーシャルメディア, ウェブサイトへの対応に関するレポートの提供	2023-5	通信・情報省	
6. 事業活動における人権侵害の申立ての被害者に救済へのアクセスを提供するための, 国家ベースの非司法的メカニズムの強化	ビジネスセクターにおける人権侵害の被害者の救済メカニズムに関する政策立案	ビジネスセクターにおける人権侵害の申立ての被害者の救済に関する強化されたメカニズムの提供	2023-5	証人・被害者保護庁	1. 省庁/機関 2. 地方自治体
戦略2: 人権の保護と尊重を支援する規制, 政策, ガイドラインの策定					
1. ビジネスと人権に関連する法規制とその下位規制のマッピング	1.1 ビジネスと人権に関連する規制および政策に関するデータの収集	ビジネスと人権に関連する法規制に関するデータの提供	2023-5	1. 法務・人権省 2. 地方自治体	1. 国家開発企画省 2. 国家官房 3. 内閣官房 4. 内務省 5. 投資省/投資調整庁
	1.2 ビジネスと人権に関連する規制や政策の評価	ビジネスと人権に関連する法規制に関する評価結果および政策提言の提供	2023-5		
	1.3 漁業における人権認証に関連する規制や政策の分析・評価	1. 漁業における人権認証に関連する規制・政策のデータおよび分析・評価結果の提供		2024	海洋・漁業省
2. 漁業における人権認証の仕組みと要件の改善・開発			2025	-	1. 労働力省 2. 女性エンパワメント・子ども保護省 3. 法務・人権省

表4-1 続き

行動	サブ行動	達成基準	目標 達成時期	主担当部署	関連機関				
2. 事業活動における人権保護を実施するための実践的／技術的なガイドラインや方針の起草	2.1 事業活動における障害者のエンパワメント	1. 事業活動における障害者のエンパワメントに関する政策の提供	2024-5	労働力省	1. 社会省 2. 国営企業省 3. 地方政府				
		2. 事業活動においてエンパワメントを受けている障害者に関するデータの提供							
	2.2 事業活動における慣習法コミュニティの保護とエンパワメントの推進	事業活動における慣習法コミュニティの保護とエンパワメントに関する政策の提供	2023	1. 内務省 2. 地方自治体	1. 環境・林業省 2. 農地・空間計画省／国家土地庁 3. 村落・後進地域開発・移住省 4. 教育・文化・研究・技術省 5. 社会省				
		2.3 健康で生産的な女性労働者運動と呼ばれる、保健医療へのアクセスに関する技術的な政策の分析・評価				1. 左記政策のデータ、分析結果、評価の提供	2023-5	1. 保健省 2. 地方自治体	1. 労働力省 2. 女性エンパワメント・子ども保護省 3. 内務省
						2. 左記政策を実施した企業に関するデータの提供	2023-5		
3. 左記政策の提供	2023								
2.4 人権の視点に立った地方公営企業の方針を策定するための、事業者としての地方公営企業の調査の実施	1. 調査結果の提供	2. 人権の視点に立った地方公営企業の政策の策定	2024	村落・後進地域開発・移住省	1. 省庁／機関 2. 地方政府				
			2025						
3. 人権を保護し尊重するための方針を策定するよう、ビジネスアクターに奨励	労働者、子ども、女性、慣習法コミュニティ、障害者、環境の保護に関する社内規定／方針の策定を奨励	労働者、子ども、女性、慣習法コミュニティ、障害者、環境の保護に関する社内規定／方針の提供	2024-5	1. 労働力省 2. 工業省 3. エネルギー・鉱物資源省 4. 観光・創造経済省 5. 環境・林業省 6. 農業省 7. 地方自治体	1. 女性エンパワメント・子ども保護省 2. 社会省 3. 村落・後進地域開発・移住省 4. 内務省 5. 農地・空間計画省／国家土地庁 6. 国営企業省				

表4-1 続き

行動	サブ行動	達成基準	目標 達成時期	担当部署	関連機関
戦略3：事業活動における人権侵害の申し立ての被害者に対する効果的な救済メカニズムの強化					
1. ビジネスアクターに、サプライチェーンを含める形で社内規定に苦情処理メカニズムを組み込むよう奨励	1.1 サプライチェーンおよび周辺地域社会を含む企業における人権侵害の申し立てのための苦情処理メカニズムの開発を促進	サプライチェーンや周辺地域社会を含む企業における人権侵害の申し立てのための苦情処理メカニズムを奨励する政策の提供	2023-5	1. 労働力省 2. 国営企業省 3. エネルギー・鉱物資源省 4. 観光・創造経済省 5. 環境・林業省 6. 農業省 7. 地方自治体	1. 法務・人権省 2. 女性エンパワーメント・子ども保護省 3. 社会省 4. 村落・後進地域開発・移住省 5. 内務省 6. 農地・空間計画省／国家土地庁 7. 金融庁
2. ビジネスアクターとそのパートナーの事業活動によって直接的または間接的に引き起こされた人権侵害の被害者の司法へのアクセスの強化	2.1 事業活動における人権侵害の申し立てへの対応の促進	1. 事業活動における人権侵害の苦情申し立てに関するデータの提供 2. 事業活動における人権侵害の申し立てのうち、フォローアップされた件数の提供	2024-5	法務・人権省	1. 地方自治体 2. 省庁／機関 3. 地域タスクフォース
	2.2 事業活動における人権の実施の監視	監視報告書の提供	2024-5	法務・人権省	1. 地域タスクフォース 2. 地方自治体
	2.3 国および地方レベルでの児童労働防止のための調整フォーラムの設立を促進	国および地方レベルでの児童労働防止のための調整フォーラムの設立	2024	1. 女性エンパワーメント・子ども保護省 2. 労働力省 3. 地方自治体	1. インドネシア児童保護委員会 2. 国営企業省 3. 工業省 4. 海洋・漁業省 5. 内務省 6. 観光・創造経済省 7. エネルギー・鉱物資源省

(注)省庁の名称は2023年9月NAP発表時のもの。PRISMAについては脚注30参照。

(出所)インドネシアNAP附録より筆者作成。

3-2. インドネシアNAPの特徴

インドネシアNAPは、指導原則の3つの柱に対応した3つの戦略と、それに対応する行動計画で構成されている。行動計画には女性、子ども、障がい者、慣習法コミュニティの人権についてとくに言及があり、農業、鉱業、観光業、漁業、林業、工業など多様なセクターを担当する省庁が、各行動の担当省庁として名前を挙げられている。企業の形態も、民間企業、国有企業、地方公営企業、中小零細企業、そしてそれらのサプライチェーンと幅広くカバーしている。

方法論と題されたE章では、インドネシアNAPが重点セクターに設定されたプランテーション、鉱業、観光業の3つの分野におけるベースラインスタディにもとづくこと、他の政府政策との相乗効果を考慮して作成されたこと、策定プロセスにおいてステークホルダーに参加の機会を開いてきたこと、指導原則の3つの柱にもとづいたものであることが言及されている。一方、一部の市民社会は、インドネシアの全般的な状況を分析し、優先分野を特定するために、3つのセクターに限定しない国全体のベースラインアセスメントを行うべきであると主張している (Asia Centre 2021, 35; Destructive Fishing Watch Indonesia 2023)。

国家戦略はその特性上政府の役割に重きをおくものであるが、企業に対するメッセージの少なさが危惧されている¹⁴⁾。企業に対する期待については、国家の領域または管轄内にあるすべてのビジネスアクターに対し、事業活動のあらゆる段階で人権を尊重することへの期待を政府が明確に伝えるべきだと、A章で方針に言及している (附録p. 2)。一方、インドネシア使用者協会は、国家戦略は政府に向けられたものであり、企業の責任としてのデューディリジェンスや救済メカニズムについては今後議論されることで、今は検討する段階にないとの認識を示している¹⁵⁾。政府機関における議論で終始しないために、より企業に直接的な影響力をもたらす施策を検討し、確実に実施していくことが重要である。

14) 筆者によるNGOへの聞き取り (2024年2月22日、ジャカルタにて実施)。

4-1. NAPの実施

ここでは、2023年9月26日の大統領令でインドネシアNAPが発表されたの
に続く、実施の動きについて概説する。インドネシアNAPの実施枠組みは、
以下のとおりである。まず、法務・人権省令によって、法務・人権大臣が議長
を務める国家タスクフォース (Gugus Tugas Nasional Bisnis dan Hak Asasi
Manusia: GTN BHAM) (第2章第4条) が設置される。メンバーは省庁・機関お
よび非政府組織から任命される。彼らの任期はインドネシアNAPの期間 (2023
~2025年) に準じ (第2章第4条第5項), 「ビジネスと人権に関する行動」の提案、
国および地域レベルでのインドネシアNAPの実施の調整と調和, 監視と評価
の調整, そして実施結果を大臣に報告する義務を負う (第2章第5条)。国家タ
スクフォースの事務局は法務・人権省内部におかれる (第2章第6条第2項)。
2024年8月段階で17の省庁および政府機関が参画している (ILO 2024)。

一方、地方におけるインドネシアNAPの実施を目的として、地域タスクフ
ォース (Gugus Tugas Daerah Bisnis dan HAM: GTD BHAM) が設置される (第
2章第7条)。地域タスクフォースは、地方自治体 (州) の長によって地方自治
体 (州) 組織, 法務・人権省の地方直轄機関, 非政府組織から任命され (第2
章第7条), 地方自治体の長が議長を務め (第2章第7条), 彼らの任期はインド
ネシアNAPの期間 (2023~2025年) に準ずる (第2章第7条第6項)。地域タスクフ
ォースは、地域レベルでのインドネシアNAPの実施を調整・調和させ, 監視

15) 筆者によるAPINDOへの聞き取り (2024年2月23日, ジャカルタにて実施)。このほか同じ聞き
取り調査でAPINDOの担当者は、ビジネスと人権は今のところEUと取引をする企業が対応する
ことであるという認識を示していた。また同じ人物は、2024年8月のILOとAPINDOが共催した
オンラインセミナー「インドネシアにおけるディーセント・ワークに関連するビジネスと人権の
国家戦略と実施の強化」(2024年8月21日)において、労働権の問題を人権の問題として扱うこと
に否定的な見解を展開した (ILO 2024)。このようにビジネスと人権の実施に消極的な姿勢を示
す担当者であるが、一方でインドネシアNAPの議論は政府が対象の議論だとわかっていたから安
心して参画したと筆者の聞き取り調査で発言していた。利害の異なるステークホルダーをいかに
議論に巻き込むかを考える上で、検討に値する一例である。

と評価の調整, および実施結果を国家タスクフォースへ報告する義務を負う(第2章第7条第5項)。地域タスクフォースの事務局は法務・人権省の地方直轄機関におかれる。2024年8月時点で, 38州中32州で地域タスクフォースが設立されている (ILO 2024)。

法務・人権大臣は, 毎年9月に国家タスクフォースおよび地域タスクフォースによる報告をとりまとめる(第2章第12条第1項)。また大臣はこれら報告書を, 毎年12月および必要に応じて随時, 大統領に提出する(第2章第12条第2項)。この報告書は, 一般公開されることになっている(第2章第12条第3項)。モニタリングについては, 国家タスクフォースと地域タスクフォースが連携して実施し, 次期行動の検討を進めるなかで評価を行う (ILO 2024)。一方, NAPの更新については, 2023年から2025年までと期限が明示されているものの, 具体的な更新期日は定められていない。

2023年11月6日, インドネシアNAPの発表に伴う式典が行われ, 法務・人権省令にもとづきインドネシアNAPの実施にあたる国家タスクフォースが任命された (INFID 2023)。法務・人権省の人権協力局は, 2024年9月に国家タスクフォースと地域タスクフォースから最初の報告書をとりまとめ, 12月に大統領へ提出することとなっている。NAPの実施と省庁横断的な協力の継続を担う実施枠組みは構築されたものの, 2024年10月20日のプラボヴォ新大統領就任に伴い省庁再編が行われたことで, インドネシアNAPの実施は停滞している¹⁶⁾。

今後の実施の障壁としてステークホルダーから懸念の声が上がっているのは, 企業に対し許認可を発する権限をもつ地方政府に対して, 中央政府がどれだけ影響力を及ぼせるかという点である。2024年2月に筆者が実施した法務・人権省人権協力局に対する聞き取り調査では, 州レベルでは法務・人権省の地方事務所の主導により地域タスクフォースの設置が進んでいるものの¹⁷⁾, 企業に操業許可を出す役割を担う市や区レベルの政府に対し, 中央政府の法務・人権省は影響力を及ぼすことができないと, 担当者は危機感を示した。今後市や区

16) 筆者による現地研究者への聞き取り (2025年2月6日, オンラインにて実施)。

レベルでのタスクフォースの設立をめざしており、2024年3月時点ですでにアチェ州は区レベルでのタスクフォース設立に合意していた¹⁸⁾。

ほかに、インドネシア国内人権委員会と法務・人権省の間にある、プレゼンスをめぐる競争関係が、ビジネスと人権に関する政策とその実施に及ぼすのではないかという懸念がある。インドネシア国内人権委員会は2017年にNGO ELSAMとともにインドネシア国内人権委員会版NAPを発表したが、これは政府省庁に顧みられなかった。一方、政府のもとでも2016年ごろからインドネシアNAPの議論が本格化し、2023年のインドネシアNAP策定へとつながった。これに対し、インドネシア国内人権委員会はNGO ELSAMと連携して、2024年にビジネスと人権に関する規範と規則の標準13号 (Standar Norma dan Pengaturan (SNP) Nomor 13 Tentang Bisnis dan Hak Asasi Manusia) を策定した¹⁹⁾。また、法務・人権省とインドネシア国内人権委員会との間では、調停や市の表彰プログラムなど重複するプログラムが存在するなど、実務上も重複と競合が起こっている²⁰⁾。本来、インドネシア国内人権委員会のマンデートは政府の監視であって政策の立案ではないため、中立な立場を保ち監視の任務に専念すべきだとの声がある²¹⁾。

17) ただし、地域タスクフォースの構成員である法務・人権省の地方事務所は新大統領就任に伴い解体され、現在は法務省の管轄になっているとみられる(筆者による現地研究者への聞き取り(2025年2月6日、オンラインにて実施))。

18) 筆者による法務・人権省(当時)への聞き取り(2024年2月21日、ジャカルタにて実施)。

19) これは企業に向けられたガイドラインで、インドネシアNAPと比べてより多くの論点を扱っている。たとえば、とくに脆弱な人々として、インドネシアNAPが女性、子ども、慣習法コミュニティ、障害者を挙げているのに対し、SNPは労働組合や移住労働者を含めた労働者全般の権利についても詳しく言及している(Komnas Ham 2024, 46)。また紛争影響下における強化された人権デューデリジェンスの必要性や、ICT産業やSDGs、環境、腐敗防止と透明性、グローバルバリューチェーン、医薬品や食品の生産にかかる企業の責任を取り上げている(Komnas HAM 2024, 46)。インドネシア国内人権委員会が発するSNPは、政府や裁判所、その他国家機関の判断に引用されることがあるが(たとえばKomnas Ham (2024, 55))、今後ビジネスと人権に関するSNPがどのように政府や企業によって実施されるかは未知数である。

20) 筆者によるインドネシア国内人権委員会への聞き取り(2024年2月19日、ジャカルタにて実施)。

21) 筆者による現地研究者への聞き取り(2025年2月6日、オンラインにて実施)。

4-2. NAP導入後の変化

2022年までのプロセスについて分析したRosser, Macdonald and Setiawan (2022) は、インドネシアではなかなか指導原則の実施が広がらなかった上、そのうち例外的なパーム油や漁業の認証の動きは、単なる国家や企業の利益計算にもとづくものだと主張した。一方、本章はNAP策定の背景として、おもに4つの論点を挙げ、12年の長い議論の果てに2023年のNAP策定を決定づけたのは、ビジネスと人権推進派がインドネシア政府や企業に対して行った経済的合理性言説を用いた説得と、投資や貿易上の現実的なリスクとして顕在化してきたここ数年のEUにおける法制化の動きだと考える。つまり、インドネシア政府の人権に対する利益計算の内容が変化してきたといえる。しかし、はたしてそれだけなのだろうか。

仮に、インドネシアNAPの誕生が単に利益計算の結果だと仮定すると、次のような懸念が残る。ビジネスと人権の問題は、ビジネスと人権両方の視点から捉えて解決していく必要がある問題群である。「ビジネスと人権に対して取り組むと得をする」という言説は、ビジネスと人権に対する取組みを企業が当たり前に行うべき行動ではなく、企業の道徳的裁量の問題に矮小化してしまう。さらに、経済的合理性言説は、周縁化された脆弱なステークホルダーではなく、企業の利益に大きな影響を与える可能性のあるステークホルダーにばかり取組みが集中してしまうリスクをはらんでいる。

それだけでなく、ビジネスと人権に対する取組みにひとたび経済的合理性がないと判明すれば、政府や企業が取組みから撤退してしまうことも懸念される。実際、欧州で急速に進んだハードロー化の流れの後に、揺り戻しとも呼ぶべき動きがすでに起こっている。EUではCSDDDを含むビジネスと人権に関する規制の見直しを目的とするオムニバス法案が、欧州委員会によって2025年2月に提案された。欧州委員会は、企業の手続き上の負担の軽減とEUの競争力の強化をめざし規制の簡素化をめざしている (European Commission 2025)。この背景には、従来から規制の負担軽減を求めてきた産業界や、欧州議会で議席を伸ばした右派の存在がある (日本貿易振興機構 2025a)²²⁾。インドネシアにおけるビジネスと人権の議論は、こうした問題含みの経済的合理性言説にもと

づいたものに、これまでもこれからもとどまるのだろうか。

そうとは限らない。経済的合理性を用いた説得は政府や企業を動機づけるのに効果的かもしれないが、経済的合理性ばかりに依拠した議論には、構造的欠陥がある (Wettstein 2012)。「ビジネスと人権に対して取り組まなければ損をする」という言説は、すでに社会に道徳的な価値が共有されていて、人権を軽視したビジネスに批判が起こるような社会でなければ、成立し得ないという論理的矛盾を抱えているのである。よって、そもそもインドネシアにおけるビジネスと人権に関する議論は、第2節第1項でも述べたように国内のビジネスと人権に対する取組みを求める声の影響を無視できない。

加えて、変化の兆しがある。長期にわたりインドネシアのNAPプロセスにかかわってきたNGO ELSAMによれば、これまでのNAPに関する議論を通じた課題として、議論参加者のビジネスと人権に関する理解の浅さがあった²³⁾。政府関係者のなかでは、ビジネスと人権の話題は法務・人権省にのみ関係するものだという認識が広く共有されており、人権は西洋の考え方だという古典的な受け止め方をする者も多かった。また、中小企業を中心とした雇用者団体 APINDOなど経済団体は、ビジネスと人権に取り組むことで得られる利益について、強い関心をもっていた²⁴⁾。しかし、NAP策定にかかわった現地研究者によると、NAPの策定プロセスを経るなかで、政府関係者の理解に多少の変化がみられた²⁵⁾。たとえば、海洋・漁業省、国家開発企画省、労働力省、女性エンパワーメント・子ども保護省、農業省が、マルチステークホルダーによる対話を経て、NAPに賛成の立場をとるようになった²⁶⁾。企業でも変化の兆しがある。UNDPのインドネシアチームは、これまでの取組みのなかで、企

22) 一方で、この動きは競争力の強化を言い訳にした実質的な規制の緩和だとして反対する声が、NGOや研究者、規制に賛同する投資家や企業らから上がっている (BHRR 2025a)。また、規制緩和の動きはむしろ予見不可能性を高め、企業の負担をかえって増加させるという指摘もある (Bertram 2025)。

23) 筆者によるNGO ELSAMへの聞き取り (2023年3月3日、ジャカルタにて実施)。

24) 筆者によるNGO ELSAMへの聞き取り (2023年3月3日、ジャカルタにて実施)。

25) 筆者による現地研究者への聞き取り (2023年3月6日、ジャカルタにて実施)。

26) 筆者による現地研究者への聞き取り (2023年3月6日、ジャカルタにて実施)。

業から「naming and shaming（名指しで、恥をかかせる）」を警戒する質問が多く寄せられていたため、UNDPが各国で主催する企業研修「ビジネスと人権アカデミー」では、企業が自社の問題について安心して話し、議論できる環境を作ることに努めてきた²⁷⁾。インドネシアにおけるビジネスと人権アカデミーの第1回開催時は、企業は参加に消極的だったが、第1回開催後は、過去の参加者がサプライヤーへ参加を促すなど、口コミで参加者が増えたという²⁸⁾。このように、マルチステークホルダーによる対話によって進められるNAP策定・実施のプロセスが、経済的合理性以外の動機を引き出したり、人権の理解を促進したりしている可能性がある。より長期的な視点で観察が必要である。

おわりに

本章は、インドネシアNAPの策定プロセスについて分析し、その要因を探った。最後に、インドネシアの事例がもつ示唆について述べる。昨今のEUにおける法制化の動きをはじめとして、「先進国が途上国に規範を押しつけている」という懸念や指摘は少なくない。たとえば、2017年にフランスで成立した「親会社および発注会社の注意義務に関する法律（注意義務法）」が企業に人権デューデリジェンスを義務づけたことを受けて、国際法の第三世界アプローチをとるBose（2023）は、注意義務法が途上国に対し一方的に立法されたものだと批判している。なぜなら人権デューデリジェンスの実施にはバリューチェーンでかかわる他企業の情報収集が必須であるため、注意義務法が課す義務の影響はフランス企業と取引をする途上国にある企業にも及ぶためである。インドネシア政府は自らNAPを策定したわけであるが、はたしてインドネシアNAPは、先進国に規範を押しつけられた結果だったのだろうか。

しかし現実はずっと複雑である。本章でみてきたように、インドネシアはビ

27) 筆者によるインドネシアUNDPへの聞き取り（2023年3月7日、ジャカルタにて実施）。

28) 筆者によるインドネシアUNDPへの聞き取り（2023年3月7日、ジャカルタにて実施）。

ビジネスと人権に関して独自の議論や取組みを進めてきた。先進国と比べれば人権に関するスコアは低い²⁹⁾ものの、インドネシアは国内人権委員会や国内NGO、アカデミア、法務・人権省らが人権に関する議論を国内で牽引し、インドネシアNAPのように着実に政策を世に生み出している³⁰⁾。インドネシアは、EUにおける法制化の動きに全く影響を受けていないわけでも、かといって一方的に翻弄されているばかりでもない。政府はEUにおける法制化の動きを投資や貿易上の現実的なリスクと受け止めつつも、それに対抗する手段のひとつとしてNAPを活用しようとしている。さらに政府にとってNAPは、大統領選挙前の分かりやすい成果物のひとつであり、さらにはインドネシアの将来のOECD加盟の布石のひとつでもある。インドネシアNAP策定プロセスの分析を通じて、こうしたインドネシア国内のダイナミクスや、インドネシア政府のしたたかさを読み取ることができる。

[参考文献]

〈日本語文献〉

川村晃一 2024.「(グローバルサウスと世界) 第8回 BRICSには加盟せず、OECDへの加盟をめざすインドネシア外交のしたたかさ——「自主・積極外交」のレガシー」『IDEスクエア』アジア経済研究所。

https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Eyes/2024/ISQ202420_014.html.

国際連合開発計画 2023.「繋がりの中にある世界と人権デュー・ディリジェンス——持続可能なビジネス慣行を形成するための日本の政策とアプローチ」5月30日。

29) World Justice Projectの指標 (WJP 2024) では、総合で1点満点中0.53点となっており、調査対象の142カ国中68位である。これはWJPの調査対象になっているASEAN諸国 (ラオスとブルネイが対象外) のなかでは、シンガポール (16位) とマレーシア (55位) に続く第3位である。基本的人権の項目では0.49点 (89位) で、ASEAN諸国ではシンガポール (39位)、マレーシア (88位) に続く第3位である。

30) 本章では触れなかったが、2021年にインドネシア法務・人権省人権局 (当時) は、NGO ELSAMや国家タスクフォースにもかかわっている地元アカデミアとの協力のもと、人権リスクのセルフアセスメントのために企業が利用できるオンラインアプリPRISMA (Penilaian Risiko HAM : 人権リスク評価) を立ち上げている (Friedrich Naumann Foundation 2021; Jakarta Post 2020b)。

<https://www.undp.org/ja/japan/events/human-rights-due-diligence-in-a-connected-world>.

日本貿易振興機構 (Japan External Trade Organization: JETRO) 2025a. 「(ビジネス短信) 欧州委、人権・環境デューデリジェンス実施対象を大幅削減する法案発表」 3月7日.

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/03/8113338f01482904.html>.

—— 2025b. 「インドネシアの貿易投資年報」 8月20日.

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/gtir/>.

本名純 2024. 「(2024年インドネシアの選挙) 第7回 プラボウォ政権への移行期政治」 『IDEスクエア』 アジア経済研究所.

https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Eyes/2024/ISQ202420_023.html.

山田美和 2021. 「「ビジネスと人権に関する国連指導原則」にもとづくタイの国家行動計画の策定——なぜタイはアジア最初のNAP策定国となったのか」 『アジア経済』 62 (2): 2-23.

ラギー, ジョン・ジェラルド 2014. 東澤靖記 『正しいビジネス——世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』 岩波書店.

〈外国語文献〉

Ahsinin, A., G. K. Mezariani and W. Wagiman 2015. “The Urgence Of The National Action Plan On Business And Human Rights And Its Structure Of Hierarchy In The Indonesian Law.” *Perpustakaan ELSAM*.

Aji, Sekar Banjaran 2018. “The 7th Session of UN BHR Forum: Mengabarkan Kepada Dunia Perkembangan Isu Bisnis dan HAM di Indonesia.” *ELSAM*, 4 December.

<https://elsam.or.id/uncategorized/the-7th-session-of-un-bhr-forum-mengabarkan-kepada-dunia-perkembangan-isu-bisnis-dan-ham-di-indonesia>

Asia Centre 2021. “Business and Human Rights in Southeast Asia: Developing National Action Plans.”

Bertram, Alice 2025. “Simplification Promised, Uncertainty Delivered: How the EU Omnibus Packages Roll Back the Green Deal.” *VerfBlog*, 20 March.

<https://verfassungsblog.de/eu-omnibus-csrd/>.

Bose, D. 2023. “Decentring Narratives around Business and Human Rights Instruments: An Example of the French Devoir de Vigilance Law.” *Business and Human Rights Journal* 8(1): 18-42.

Business and Human Rights Resource Centre (BHRRC) 2025a. “EU Corporate Sustainability Due Diligence Directive: Transposition & ‘Omnibus’ Updates.” 10 July.

<https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/csddd-transposition/>.

—— 2025b. “Multiple dams collapse in Indonesian Industrial Park where nickel is processed; threatening workers, residents, and the environment; incl. co.

- responses.” 28 April.
<https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/indonesia-multiple-tailing-dams-collapsed-in-indonesia-morowali-industrial-park-imip-threatening-worker-safety-and-environmental-degradation/>.
- Danish Institute for Human Rights (DIHR) n.d. “National Action Plans on Business and Human Rights.”
<https://globalnaps.org/>.
- Destructive Fishing Watch Indonesia 2023. “National Action Plan on Business and Human Rights: Can It Solve Human Rights Violations at Sea?” 10 October.
<https://dfw.or.id/national-action-plan-on-business-and-human-rights-can-it-solve-human-rights-violations-at-sea/>.
- ELSAM and Komnas HAM 2017. “National Action Plan On Business And Human Rights.”
- European Coalition for Corporate Justice (ECCJ), Public Eye, the Corporate Justice Coalition, Above Ground, and the International Corporate Accountability Roundtable n.d. “Business and human rights in law.”
<https://www.bhr-law.org/>.
- European Commission 2025. “Commission simplifies rules on sustainability and EU investments, delivering over €6 billion in administrative relief.” 26 February.
- Evanty, N. and N. Ghufroon 2021. “Multinational Corporations and Human Rights in Indonesia: The Need for Improvement in Legislation.” in *Business and Human Rights in Asia : Duty of the State to Protect*, edited by J. Gomez and R. Ramcharan. Singapore: Palgrave Macmillan.
- Foundation For International Human Rights Reporting Standard (FIHRRST) 2019. “Growing Respect for Human Rights: A Study and Ranking of 100 Indonesian Public Companies.”
- Friedrich Naumann Foundation 2021. “Resmi! Kemenkumham Perkenalkan Website Penilaian Risiko HAM (PRISMA)” 19 May.
<https://www.freiheit.org/id/indonesia/resmi-kemenkumham-perkenalkan-website-penilaian-risiko-ham-prisma>.
- Global Alliance of National Human Rights Institutions (GANHRI) n.d. “Our members.”
<https://ganhri.org/membership/>.
- The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR) 2025. “The GNCHR Reference Report on ‘Human Rights Due Diligence. Responsible State and Business Conduct under Directive (EU) 2024/1760’.” 25 February.
<https://nchr.gr/en/news/1946-the-gnchr-reference-report-on-human-rights-due-diligence-responsible-state-and-business-conduct-under-directive->

- eu-2024-1760.html.
- International Labour Organization (ILO) 2024. “Penguatan Strategi Nasional dan Implementasi Bisnis dan HAM terkait Kerja Layak di Indonesia.” 21 August.
<https://www.youtube.com/watch?v=NYgUpCPTuk0>.
- International NGO Forum on Indonesian Development (INFID) 2023. “INFID Inaugurated as Indonesia's National Business and Human Rights Task Force.” 13 November.
<https://infid.org/en/infid-dikukuhkan-sebagai-gugus-tugas-nasional-bisnis-dan-ham-indonesia/>.
- Jakarta Post* 2020a. “Job Creation Law rolls back economic, sociocultural rights: Activists.” 7 October.
<https://www.thejakartapost.com/news/2020/10/07/job-creation-law-rolls-back-economic-sociocultural-rights-activists.html>.
- 2020b. “Govt develops web-based app to assess businesses’ risks related to human rights”. October 6.
<https://www.thejakartapost.com/news/2020/10/06/govt-develops-web-based-app-to-assess-businesses-risks-related-to-human-rights.html>.
- Komnas HAM n. d. a. “Profil Pimpinan dan Anggota.”
<https://web.archive.org/web/20250501123421/https://www.komnasham.go.id/index.php/commisioner/36/dr-prabianto-mukti-wibowo-m-sc.html>.
- n. d. b. “Tentang Komnas Ham.”
<https://web.archive.org/web/20250609194756/https://www.komnasham.go.id/index.php/about/1/tentang-komnas-ham.html>.
- 2024. “The Annual Report of Komnas HAM RI 2023.”
- Melish, T. J. and E. Meidinger 2012. “Protect, Respect, Remedy and Participate: ‘New Governance’ Lessons for the Ruggie Framework.” in *The UN Guiding Principles on Business and Human Rights: Foundations and Implementation*, edited by R. Mares. Leiden and Boston: Martinus Nijhoff Publishers, 303-336.
- Muhammad, F. 2024. “The Intersection between Investment and Human Rights: Business and Human Rights National Strategy and the Business Ready Program in Indonesia.” *Indonesian Law Journal* 17(2): 119-139.
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) 2024. “Roadmap for the OECD Accession Process of Indonesia (C(2024)66/FINAL).” 29 April.
- Office of the UN High Commissioner for Human Rights (OHCHR) n. d. a “Welcome to Universal Human Rights Index (UHRI).”
<https://uhri.ohchr.org/en>.
- n. d. b. “Universal Periodic Review - Indonesia.”
<https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/upr/id-index>.

- 2024. “Indonesia: UN experts warn of irreparable harm to Indigenous Peoples’ rights ahead of AIIB loan disbursement and MotoGP race.” 24 September.
<https://www.ohchr.org/en/press-releases/2024/09/indonesia-un-experts-warn-irreparable-harm-indigenous-peoples-rights-ahead>.
- Rangkuti, L. H. Y., D. A. Batubara and F. M. Syam 2024. “Indigenous Forests and Carbon Trading: Assessing the Potential for Human Rights Violations.” *Indonesian Law Journal* 17 (2): 183-203.
- Risse, T. and K. Sikkink 1999. “The Socialization of International Human Rights Norms into Domestic Practices: Introduction.” in *The Power of Human Rights: International Norms and Domestic Change*, edited by T. Risse, S. C. Ropp and K. Sikkink. Cambridge: Cambridge University Press, 1-38.
- Rosser, A., K. Macdonald and K. M. Setiawan 2022. “Implementing the United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights: Insights from Indonesia.” *Human Rights Quarterly* 44 (1): 56-80.
- Setiawan, K. 2016. “From Hope to Disillusion: The Paradox of Komnas HAM, the Indonesian National Human Rights Commission.” *Bijdragen tot de Taal-, Land- en Volkenkunde / Journal of the Humanities and Social Sciences of Southeast Asia* 172 (1): 1-32.
- United Nations Development Program (UNDP) n.d. “Business and Human Rights.”
<https://www.undp.org/rolhr/business-and-human-rights>.
- 2018. “Business and Human Rights in Asia: Promoting Responsible Business Practices through Regional Partnerships (B+HR Asia) Set-up Period Report.” August-December.
[https://info.undp.org/docs/pdc/Documents/BRC/B+HR%20Asia%20-%20Set%20Up%20Phase%20Report%20\(incl.%20A-U%20annexes\).pdf](https://info.undp.org/docs/pdc/Documents/BRC/B+HR%20Asia%20-%20Set%20Up%20Phase%20Report%20(incl.%20A-U%20annexes).pdf).
- 2020. “Draft National Strategy on Business and Human Rights aims to integrate human rights and business in Indonesia.” 5 November.
<https://www.undp.org/indonesia/press-releases/draft-national-strategy-business-and-human-rights-aims-integrate-human-rights-and-business-indonesia>.
- 2021a. “Regional governments in Indonesia lend support for human rights in businesses.” 11 October.
<https://www.undp.org/indonesia/news/regional-governments-indonesia-lend-support-human-rights-businesses>.
- 2021b. “Progress Report 2020 Business and Human Rights in Asia: Enabling Sustainable Economic Growth through the Respect, Protect and Remedy Framework.”
- 2022a. “Progress Report 2021 Business and Human Rights in Asia: Enabling

- Sustainable Economic Growth through the Respect, Protect and Remedy Framework.”
- 2022b. “Reflections and Directions – Business and Human Rights in Asia: From the First Decade to the Next.”
- 2023. “Progress Report 2022 Business and Human Rights in Asia: Enabling Sustainable Economic Growth through the Respect, Protect and Remedy Framework.”
- UN Web TV 2024. “National Action Plans on Business and Human Rights in the Asia-Pacific - Forum on Business and Human Rights 2024.” 26 November.
<https://webtv.un.org/en/asset/k1t/k1tekrfaaq>.
- UN Working Group on Business and Human Rights (UNWG) 2016. “Guidance on National Action Plans on Business and Human Rights.”
- Wettstein, F. 2012. “Human rights as a critique of instrumental CSR: Corporate responsibility beyond the business case.” *Notizie di POLITEIA* 28 (106): 18-33.
- World Justice Project (WJP) 2024. “WJP Rule of Law Index.”
<https://worldjusticeproject.org/rule-of-law-index/global>.
- Yasin, M. 2017. “Sebuah Rencana Aksi Bertema Bisnis dan HAM.” *Hukumonline* 19 July.
<https://www.hukumonline.com/berita/a/sebuah-rencana-aksi-bertema-bisnis-dan-ham-lt596f0f1bb24e4/>.
- Yayasan Madani Berkelanjutan 2024. “Strengthening Indonesia’s Readiness to Navigate the European Union Deforestation-Free Regulation through Improved Governance and Inclusive Partnership.” *Madani*.
- Yozami, M. Agus 2023. “Pemerintah Resmi Luncurkan Perpres Stranas Bisnis dan HAM.” *Hukumonline*, 6 November.
<https://www.hukumonline.com/berita/a/pemerintah-resmi-luncurkan-perpres-stranas-bisnis-dan-ham-lt6548cbe81e290/>.

©IDE-JETRO 2025

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示-改変禁止4.0国際」の下で提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by-nd/4.0/deed.ja>



